

# さいたま市内事業者様

事業系ごみの処理・処分についてのご案内

## 事業系ごみの処理は クリーンシステムにお任せ下さい!!

### ●ご存知ですか

★さいたま市は、事業系ごみ（事業所・店舗等）の取扱いを厳格に行っています。

さいたま市では「事業所や店舗のごみ」を「家庭ごみ収集所」へ出すことが出来ません。



どうしたらいいの…

### ●正しい処理方法は

#### ★事業系ごみの正しいごみ処理方法

事業系ごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます

##### ○事業系一般廃棄物

市清掃センターへ①②の方法で搬入出来ます。

- ①さいたま市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼する
- ②自ら市清掃センターへ搬入して頂く
- ③その他自らの廃棄物処理施設で処理をする

##### ○産業廃棄物

市清掃センターへ搬入出来ません。次の①②の方法で処分となります。

- ①適正な方法で自ら処理する
- ②さいたま市の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者へ依頼する

事業所から排出

事業系一般廃棄物

A: 燃えるごみ



B: ビン・缶・ペットボトル



C: 段ボール



産業廃棄物



★廃棄物の事でお悩みの方、廃棄物処理でお困りの方御一報下さい。

「クリーンシステム」が解決いたします。

- 一般廃棄物収集運搬許可取得
- 産業廃棄物収集運搬許可取得

さいたま市浦和区常盤2-9-10  
**クリーンシステム株式会社**  
 営業部 ホームページ担当  
**☎048-831-4615**  
<http://www.i-ll-group.co.jp>